

= 尼崎市職員労働組合との交渉状況 =

論 矣

平成 28 年度第 3 号
通 算 第 550 号
平成 28 年 10 月 24 日

尼崎市役所総務局
人事管理部給与課

平成 29 年度向け合理化について

9 月 29 日午前 11 時 00 分から午前 11 時 30 分まで、中央公民館視聴覚室において、平成 29 年度向け合理化について交渉を行った。

今回の交渉の主な目的

従前より、翌年度向けの合理化に関する提案は実施時期の半年前までに行うことを労使の間で確認してきていることから、本年度においても平成 29 年度実施に向けての事務事業の見直し等について提案を行った。

組合への提案

平成 29 年度向け合理化について（メモ）

[別紙](#)

具体的な交渉内容

1 平成 29 年度向け合理化について

協議の要旨

提案項目は「市有建築物の法定点検業務の見直し（資産統括局）」。当局からその具体的内容について説明した後、協議を行った。

提案項目は、次のとおり。

1 市有建築物の法定点検業務の見直し（資産統括局）

| 組合の主張 | 当局の回答 |
|---|---|
| 床面積 2,000 m ² 未満の施設について業務委託を行うとあるが、床面積 2,000 m ² 以上の施設はどうか。 | 床面積 2,000 m ² 以上の施設については既に委託している。 |
| 業務委託を実施する施設の件数及び具体的な施設名は。 | 2,000 m ² 以上の施設は 209 件で市役所本庁舎等、2,000 m ² 未満の施設は 41 件で公民館、保育所、あこや学園等である。 |

| | |
|---|---|
| 今回の合理化による効果額は。 | 業務委託料の試算額が 3,711 千円で、本業務の人工数である再任用短時間 1.4 人分で試算すると約 47 万円である。 |
| 当該職場に配置されている再任用短時間勤務職員 2 人の処遇はどうなるのか。 | 現在はいずれも欠員となっている。 |
| 再任用短時間定数から正規定数に変更する考えはないのか。 | 業務委託する方が経済面等での効果が生じるとの判断により委託を行うものであり、そのような考えはない。 |
| 今回の提案は業務プロセス分析を行ったうえでの提案なのか。 | 現在全庁的に実施している業務プロセス分析の結果を経て判断したものではない。ただ、本業務については、現在業務プロセス分析を委託しているコンサルティング業者からも委託すべきとの助言がなされていると聞いている。 |
| 提案メモには市有建築物の法定点検業務と記載があるが、設備の点検はどうなるのか。 | 法定点検業務の中に設備の点検も含んでいる。 |
| 全部の業務を委託するとこれまで市で培ってきたノウハウが失われるのではないのか。 | 確かに点検作業そのものについては、民間業者に委託することとなるが、実際になされた点検内容の管理等については直営で行っていくため、そのために必要なノウハウ等は引き続きこれまでどおり伝承していく必要があると考えている。 |
| 本業務の実施には高度な知識が必要だと思うが、再任用短時間ポストとしてきた理由は。 | その業務量から判断したものである。 |
| 今後業務委託に係る経費が上がり、直営でやるより経費がかかるようになった場合は直営にもどすのか。 | 現段階からそのようなことに対する考えを持っているわけではないが、本業務に限らず委託業務全般においてその実施体制等は継続的にチェックしていかなければならないものと考えている。 |
| 今回の業務は法定業務となるが、もし契約が不調等で実施できなくなった場合はどう対応するのか。 | それについても同じく現段階から考えを持っているわけではないが、本業務に限らず倒産リスクや緊急事態等に対する危機管理体制については十分に注意していく必要があり、仮にそのようなことになって法定業務であれば何らかの手法で実施しなければならないと考える。 |

課題解決への方向性

今後支部協議を中心に進めていくこととした。

以上
(給与課)

平成 29 年度向け合理化について（メモ）

H28. 9 .29

1 市有建築物の法定点検業務の見直し（資産統括局）

(1) 目的

市有建築物の法定点検業務について、委託範囲を拡大し、効率的かつ安定的な事業実施を図るもの。

(2) 実施内容

市有建築物の法定点検業務のうち、直営で実施している床面積 2,000 m²未満の施設について業務委託を行う。

(3) 実施時期

平成 29 年 4 月 1 日

(4) 人員

短時間勤務職員 1 人

以 上
(給与課)